

組合員・利用者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症にかかる入院共済金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

J A共済では、2020年4月から実施しております新型コロナウイルス感染症にかかる入院保障の特別取扱い（以下「みなし入院」）のお支払い対象者について、令和4年9月26日（月）より、以下のとおり見直します。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

「みなし入院」のお支払い対象者について

令和4年9月26日（月）以降、医師により「新型コロナウイルス感染症」と診断された方のうち、重症化リスクの高い以下の方とします。

■重症化リスクの高い方

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・妊娠中の方

※ 令和4年9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、重症化リスクにかかわらず、従前どおりのお取扱いといたします。

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		診断日*	
		9月25日以前	9月26日以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 (特別取扱い)	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	× <u>お支払対象外</u>

※ 検査日ではなく、診断日での判断となります。